

重要事項説明書

1. 事業者

事業者の名称	ケアプランセンター OMOIBA
法人所在地	熊本県熊本市北区植木町舞尾 484 番地 8
法人種別	株式会社 YUMEWAC
代表者氏名	國川 卓
電話番号	096-273-3661

2. 事業の目的と運営方針

1) 事業の目的

要支援・要介護状態にある利用者に対し、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るように適切な居宅介護支援サービスを支援することを目的とします。

2) 運営方針

- ・利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、そのおかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことが出来るように「介護予防支援計画書」「居宅サービス計画」等の作成及び変更をします。
- ・利用者の心身の状況、環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な介護保険サービス、医療サービス、福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるように配慮します。
- ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが、特定の種類又は特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- ・関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携および連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

3. 概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ケアプランセンター OMOIBA
所在地	熊本県熊本市北区植木町舞尾 484 番地 8
介護保険指定番号	4370116123
サービス提供地域	山鹿市、玉名市、玉名郡、合志市、熊本市(北区・中央区・西区) *その他希望に応じます

(2) 当法人のあわせて実施する事業

種類	事業者名	事業者指定番号
訪問看護ステーション	訪問看護ステーション OMOIBA	4360192001

(3)職員体制

職種	業務内容	人数
管理者及び 主任介護支援専門員	事業所の運営および業務全般の管理	1名以上
	居宅介護支援サービス等に係わる業務	
介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係わる業務	1名以上

(4)勤務体制

平日 (月曜～金曜)	午前8時30分～午後5時30分 ※土・日曜日(要相談にて対応可能)、年末年始
緊急連絡先	担当介護支援専門員 緊急連絡先にて対応 (070-4816-6673)

(5)居宅介護支援サービスの実施概要

事項	備考
課題分析の方法	熊本市の定める 23 項目を網羅した当居宅事業所独自に作成したアセスメントツールを使用する。また、最低月1回は利用者の居宅を訪問しモニタリングを施行し、適切な期間に計画の実施状況の把握・見直し等を行う
研修の参加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加
担当者の変更	介護支援専門員の変更を希望する方は随時対応可能

4. 利用者からの相談または苦情に対応する窓口

当事業者への要望、苦情は遠慮なく各窓口へお申し出ください。利用されている居宅サービス事業者の苦情も受け付けます。当事業者は行政窓口、保険団体窓口への苦情申し立てについて適切な支援を行います。

(1)事業者相談窓口

相談窓口	ケアプランセンター OMOIBA
担当者	坂本 千佳
電話番号	070-4816-6673
対応時間	午前8時30分～午後5時30分

(2)円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者およびサービス事業者から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果および具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得がいくような理解を求めます。

(3)苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

サービス事業者よりの対応状況も正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、よりよいサービスが提供されるよう、充分な話し合い等を実施します。また、定期的にサービス事業者を訪問し、円滑な対応が図れるようにします。

(4)苦情申立機関が下記のとおり設置されております。

外部苦情相談窓口

熊本市介護保険課 介護事業指導課	電話番号	096-328-2793
	FAX 番号	096-327-0855
熊本県国民健康保険団体 連合会介護保険課	電話番号	096-214-1101
	FAX 番号	096-214-1105
熊本県社会福祉協議会	電話番号	096-354-5454
	FAX 番号	096-354-5440

5. 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した利用者の身体的又は精神的に通常と異なる状態でサービス提供事業者から連絡があった場合は、下記のと通りの対応を致します。

1) その場の緊急時には人命救助を第一とした対応を行います。

2) 事故発生 の 報告

事故報告書に記録を行い、必要に応じて速やかに市町村(保険者)に報告/届け出を行います。

3) 処理経過及び再発防止策の報告

事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市町村(保険者)に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

6. 緊急時の対応方法

事業者はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。但し、介護支援専門員が社有車等を用いた受診支援は行わないものとします。

7. 主治の医師および医療機関等との連絡

事業者は利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

1) 利用者の不測の入院時に備え、居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いします。

2) 入院の際、ご本人またはご家族から、当事業所名及び担当介護支援専門員の名称をお伝え下さい。

8. 他機関との各種会議等

1) 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を行います。

2) 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用して実施します。

9. 個人情報に関すること(秘密の保持)

事業者が提供する居宅(介護予防・介護)支援事業に対する内容は【居宅介護支援事業者契約書第13条】に定めるとおりです。

10. 利用者自身によるサービスの選択と同意

①利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。

○指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。

○特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。

○居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなるサービス担当者会議の招集ややむを得ない場合は照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地から意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。

②末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治医等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問(モニタリング)をして、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。

11. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

③介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

13. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

①事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。

②事業所における虐待防止のための指針を整備します。

③介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的の実施します。

④虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

【利用料金】

要介護認定を受けられた方はケアプラン作成料金は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。但し、介護保険適用の場合でも保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が支払われない場合があります。その場合は利用者は1カ月に付き下記の利用料を支払い、事業者はサービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を後日、各区役所窓口へ提出後に保険給付分の払い戻しの手続きを各利用者、又は家族でお願いします。

(1) 居宅介護支援費

< 居宅介護支援費Ⅰ >

	【取扱件数(介護支援専門員1人あたり)】	【介護度】	【単位数】
居宅介護支援(ⅰ)	45未満である場合又は45以上である場合において、45未満の部分	要介護1・2	1,086単位
		要介護3・4・5	1,411単位
居宅介護支援(ⅱ)	45以上である場合において、45以上60未満の部分	要介護1・2	544単位
		要介護3・4・5	704単位
居宅介護支援(ⅲ)	50以上である場合において、60以上の部分	要介護1・2	326単位
		要介護3・4・5	422単位

< 介護予防支援費 >

	【取扱】	【単位数】
介護予防支援費(ⅰ)	地域包括支援センター	442単位
介護予防支援費(ⅱ)	指定居宅介護支援事業所	472単位

< 利用料金及び居宅介護支援費[減算] >

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定事業所に80%以上集中等(指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)	200単位減算 (1月につき)
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合 運営基準減算が2月以上継続している場合算定できない	基本単位数 50%減算

(2) 加算について

初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300単位
入院時情報連携加算(Ⅰ)	病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	250単位
入院時情報連携加算(Ⅱ)	病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	200単位

イ)退院・退所加算(Ⅰ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	450 単位
ロ)退院・退所加算(Ⅰ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	600 単位
ハ)退院・退所加算(Ⅱ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	600 単位
ニ)退院・退所加算(Ⅱ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること	750 単位
ホ)退院・退所加算(Ⅲ)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること	900 単位
通院時情報連携加算 (1月1回)	利用者が医師又は歯科医師の診療を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合	50 単位
ターミナル ケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者に提供した場合算定	400 単位
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200 単位

(3)その他の費用等

交通費	サービス実施地域外の利用者 *1km:30 円(事業所から利用者宅間の往復で計算)	ご利用宅に応じて
キャンセル規定	【キャンセル規定】 利用者が居宅介護支援に係る訪問調査、居宅サービスの計画作成等のサービス提供をキャンセルし、又は中断する場合は、事前に下記の連絡先までご連絡下さい (連絡先:070-4816-6673)	